

海洋政策担当大臣 山本 一太 殿

総合海洋政策本部参与会議意見書

総合海洋政策本部参与会議では、海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）を受け、昨年7月以降、プロジェクトチームを設置し、①新海洋産業振興・創出、②海洋調査・海洋情報の一元化・公開、③排他的経済水域（EEZ）等の海域管理のあり方について集中的に検討し、今般、意見書を取りまとめた。

今後の政府における取組に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部事務局を中心に進めることを要請する。

平成26年5月22日
総合海洋政策本部参与会議
座長 小宮山 宏

総合海洋政策本部参与会議意見書

昨年4月に閣議決定された海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）においては、特に重要と考えられる施策については、社会情勢の変化等も踏まえつつ重点的に検討し、新たに必要と考えられる措置等について総合海洋政策本部長に提案するとされた。また、これらの評価・検討に当たっては、参与以外の幅広い関係者の参画も得ながら、必要に応じプロジェクトチーム（PT）等を設置し、テーマごとに集中的に評価・検討するとされた。

これを受けて、総合海洋政策本部参与会議では、①新海洋産業振興・創出、②海洋調査・海洋情報の一元化・公開、③排他的経済水域及び大陸棚（以下「EEZ等」という。）の海域管理のあり方について、以下のとおり意見書を取りまとめた。また、海洋基本計画のフォローアップのあり方について、前回（平成25年12月11日）の参与会議で報告したとおり「海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針」を取りまとめた。

1. 新海洋産業振興・創出について

海洋基本計画を踏まえて、新海洋産業の振興と創出を促進するために、湯原哲夫キャノングローバル戦略研究所理事を主査として有識者16名で構成されるPTにおいて、計8回にわたり議論が重ねられた。その際、新海洋産業振興・創出、再生可能エネルギー、海事産業及び海洋産業人材育成の4分野に関する、産学官の有識者により構成されるWGが、湯原哲夫参与、河野真理子参与及び浦環参与の各参与の主催により設けられて集中的な検討も行われた。議論の主要点は、以下の通り。

（1）海洋産業を巡る状況認識と課題

世界の海洋資源開発市場は、資機材や海洋構造物・海洋プラント分野を含めて2020年には世界全体で32兆円規模に急成長を遂げる大きな市場となっている。我が国においてもメタンハイドレートをはじめとして、海底鉱物資源（熱水鉱床等）開発の研究も進み、世界に先んじてこれらを産業化する方針のもと取組を推進している。また、成長を続ける海洋再生可能エネルギー分野では、我が国でも洋上風力発電の実証試験などが、浮体式では世界最大級のウィンドファームの実現を睨みつつ進められている。

我が国は周辺海域に開発市場がなかったこともあり、これらの分野において我が国企業は後れを取っているが、我が国の産業基盤を活用して競争力を

戦略的に強化し、成長産業へと育成していくことが重要である。

国は、資源やエネルギーを確保して我が国への安定供給を実現するために海洋における資源やエネルギーの開発を推進しているところであるが、併せてこれらに関連する新たな海洋産業の創出に向けて、官民連携を強化し、研究開発及び実海域における実証試験を強力に推進する必要がある。さらに、これらの海洋産業の国際競争力を高めるとともに、海外の海洋開発プロジェクトに日本企業が参画するための政策的な対応や新規事業創出の環境整備に取り組む必要がある。その際、国として、可能な限り中長期の目標を設定し工程表に基づいて施策を推進すべきである。

(2) 産業創出のための施策の推進

① 資源確保と探鉱活動の推進

海外の資源開発に我が国の企業が参画し、資源権益の確保を強化するため、官民のリソースを最大限生かして、我が国企業による資源の開発や資源確保を戦略的に進める。また、基礎試錐等を着実にを行い、その成果等を民間企業に引き継ぐことにより、探鉱活動の推進を図る。

② 海洋石油・天然ガス開発

海洋石油・天然ガス開発における大水深、極域等新規海洋掘削事業への我が国掘削事業者と造船所が連携した進出を促進する。小規模な海洋天然ガス田関連の海洋プラント開発については、各種の提案が出されたところであり、必要な国の支援を受けつつ取組を行うことが望ましいが、プロジェクトの事業化に向けては一定のリスクを負担して取り組む産業界による、具体的な計画作りが不可欠である。

③ メタンハイドレート開発

生産システムと技術開発において、民間企業の技術開発力を取り込んだ官民連携体制を整備することが必要である。貯留層の制御技術の向上や環境面での課題解決が重要であるが、メタンハイドレート分野で世界に先駆けてサブシー技術を開発することにより、サブシー技術の機器製造などの新産業の創出に繋がる事から、民間企業の技術開発力を活用する。

④ 熱水鉱床等の海底鉱物資源開発

資源探査を加速するため、民間企業にも最大限の協力を得て探査活動を行い、その情報を可能な範囲で官民で共有し、商業規模での鉱量の確保を目指す。民間が参画する海洋調査を継続的に行うことや深海域を対象とした調査技術を世界に先駆けて開発することは海洋調査産業の創出

に繋がる。実海域パイロット試験の実施を通じて経済性を有する採鉱・製錬等の要素技術を確立し、それに続く実証試験では、資源開発に伴うリスクを負担し事業化の中核となる企業の参加を得て、採鉱・揚鉱・選鉱・製錬等を含む生産システムの開発を行うことが必要である。

⑤ 海洋再生可能エネルギー発電

洋上風力発電の産業化のために、海象条件など実測調査データの拡充、海洋建設など関連産業の育成、および海域利用を巡る関係者との調整を図るための方策が必要である。各省連携して中長期的な導入の進め方について、系統強化などのインフラ整備や環境影響評価等の具体的方策を検討し、必要な施策を推進する。海洋エネルギー発電は先行する洋上風力発電との共通課題も多いが、発電装置が開発段階にあることを踏まえ、開発を引き続き促進する。

⑥ 海事産業

シェールガス等の新しいエネルギー資源の輸送等の海上輸送の分野における新たな動きに迅速に対応するとともに、海洋開発市場の成長を取り込むべく市場への参入を開始している海事産業（海運・造船等）の成長を支援する。また、資源開発企業やエンジニアリング企業を含め、我が国の裾野の広い総合的な海洋産業の形成を進める。

（3）海洋人材教育

海洋人材の育成も海洋産業創出にとって根本的な課題である。海洋資源開発や掘削、エンジニアリング及び海洋プラント、資機材供給などを行う企業等では技術人材が多数必要であり、大学等において国際的に通用する海洋技術者を養成することが強く望まれている。また、産官学が連携を図りながら、設計、エンジニアリングや操業等に携わる技術者を育成することを念頭に、産業側の要請も踏まえつつカリキュラムと育成システムを構築するとともに、実海域においてトレーニングするための実習施設を確保する必要がある。これには、大学、独立行政法人、民間企業による海洋分野の人材育成に向けた取組をファシリテートするための専門機関の設立や産業界と連携して、高専・大学等が本格的な人材育成を行う仕組みが含まれる。

なお、以上について、詳しくは別添1の「新海洋産業振興・創出P Tの参与会議への報告」として取りまとめられている。

2. 海洋調査・海洋情報の一元化・公開について

海洋基本計画にて、海洋調査・海洋情報の一元化・公開が重点的に推進するべき取組と位置づけられたことを受け、平朝彦（独）海洋研究開発機構理事長を主査として有識者16名で構成されるPTにおいて、計7回にわたり議論が重ねられた。議論の主要点は以下のとおり。

（１）政府が行う海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールの策定

海洋調査データの幅広い利用促進のため、収集・管理・公開に関する諸情報について、利用者にとって必要な項目の共通化を図り、一元的に収集し、適切に公開する必要がある。海洋調査は、政府、民間等により様々に行われているが、まずは、政府等が行政目的で行うものを対象とし、また実効性の担保のため、政府内連絡会議において有識者によるフォローアップを行う必要がある。

（２）MDA（海洋状況把握／海洋領域認識）の実現

MDAとは、グローバルな海洋情報をリアルタイムで共有する取組であり、海からの様々な人為的・自然的脅威へ対応するために重要である。日本が目指すMDAでは、国際法に基づくグローバル・コモンズの一つとして海洋の自由の確保に貢献するため、海洋安全保障、海上安全、海洋産業振興、海洋環境保全にとって脅威となりうる海洋に関連するすべての事象・現象・活動について、国際協力のもと、グローバルな規模でこれを効果的に把握する方策及びそのための体制として、基本コンセプトをまとめることが妥当である。リアルタイム性とグローバル性の要求から、宇宙も利用した海洋調査と海洋情報一元化・公開の取組となるため、内閣官房国家安全保障局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣府宇宙戦略室等、関係組織が連携した体制の下で検討を深める必要がある。

（３）海洋調査・海洋情報産業の振興

海洋情報産業の創出に必要な環境の整備のためには、共通ルールの整備やMDA等によるデータ統合の推進が重要な取組となる。日本の海洋調査産業の今後の展開においては、世界に先駆けて新たな調査技術を開発し、国際競争力を高め、海外を含め市場を広げていくことが重要であり、例えば、深海域における資源の開発利用については、産官学が連携して調査技術を開発し、同技術を世界標準として確立させることを目指すべきである。また、政府等が行う海洋調査や海洋分野の途上国支援においては、民間との連携と民間の技術力の強化が重要である。

なお、以上について、詳しくは別添2の「海洋調査・海洋情報の一元化・公開について（PT報告）」として取りまとめられている。

3. EEZ等の海域管理のあり方について

海洋基本計画にて、EEZ等の開発推進のために、海域管理に係る包括的な法体系整備を進めるとされたことを受け、河野真理子早稲田大学教授を主査として有識者14名で構成されるPTにおいて、計8回にわたり、海域管理のあり方について議論が重ねられた。議論の主要点は以下のとおり。

- (1) EEZ等の海域管理のあり方として、①海洋自体の利用目的の調整及び利用者間の調整、②海洋における経済活動の推進、及び海洋開発と環境保全の調和、③関連国際法に基づく権利行使と義務遵守、それに伴う国内法令の調整や、国と地方公共団体の権限の調整・整理等に係る施策を推し進めることとされた。
- (2) そのような施策推進に向け、海洋の計画的な開発・利用・保全と海洋産業の振興を目的として、持続的な方法で円滑かつ効率的・効果的に管理するための法制度の整備が必要との考え方で一致した。
- (3) 管理に必要な視点として、地理的・地形的な物理的特性を十分踏まえること、将来の新たな開発・利用に対応できる柔軟性も必要なこと、開発と環境保全のバランスが必要なことが挙げられた。
- (4) 国際的な視点として、国連海洋法条約等に従い、我が国の沿岸国としての主権的権利の行使とともに、利用国の権利を考慮する相互主義的な観点も必要であり、国際的な基準を十分考慮することの必要性も指摘された。
- (5) 管理体制として、総合海洋政策本部長である内閣総理大臣及び副本部長である海洋政策担当大臣が主導し、各府省及び地方公共団体が効果的に連携・協力する制度の確保が重要であることで一致した。
- (6) 開発・利用の促進のために、民間事業者の積極的な参加を促進することが不可欠であるとともに、既存利用者の利益を害することなく、新規利用者の負担軽減につながる、透明性ある手続と制度の構築が必要であると指摘された。行政によるワンストップ手続については賛否が分かれるとともに、漁業補償のあり方については多様な意見があった。

(7) 海洋開発・利用は、海洋生物の多様性や生態系など海洋環境全体の保全と両立する、持続可能なものでなければならない。また、秩序ある海洋開発・利用を促進するための環境保全手法と基準の確立が期待された。

なお、以上について、詳しくは別添3の「EEZ等の海域管理のあり方について（PT報告）」として取りまとめられている。

4. 海洋基本計画のフォローアップの方向性

政府は、海洋基本計画の具体化に当たっては、「海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針」（別添4）に基づき、参与会議を中心に定期的な実施状況を確認、評価する必要がある。また評価に当たっては、政府の担当部局と積極的な意見交換を行いつつ、工程表に基づき行うこととなった。

また、海洋基本計画から具体的な施策を容易に参照できるようにするため、ハイパーリンクの活用が不可欠であり、引き続き検討する必要がある。

5. 結び

今後の政府における新海洋産業振興・創出や海洋情報の一元化・公開に関する施策の実施、海域の適切な管理のあり方に関する方針の策定、海域管理に係る包括的な法整備の検討に際しては、本意見書を十分に参考として、総合海洋政策本部事務局を中心に進めることを要請する。